目標未達成事業(B、C及びD評価の事業)について

<d評価の< th=""><th>事業(1事業)></th><th></th><th></th></d評価の<>	事業(1事業)>		
42 (42) 個	固別労働紛争対策費•多言語相談支援事業	• • • •	р1
<c th="" 評価の<=""><th>事業(O事業)></th><th></th><th></th></c>	事業(O事業)>		
なし			
<b評価の< th=""><th>事業(7事業)></th><th></th><th></th></b評価の<>	事業(7事業)>		
13 (13)	労災特別介護施設運営費·設置経費	• • • •	р6
19 (19)	職場における受動喫煙対策事業	• • • •	p 9
26 (26)	建設業等における労働災害防止対策費	• • • •	p12
30 (30)	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等	• • • •	p16
34 (34)	労働災害防止対策費補助金経費	• • • •	p20
37 (37)	過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方	うの見直し	• p24
43 (43)	雇用労働相談センター設置・運営経費		р33

※ 事業番号は令和5年度(括弧内が令和4年度)のもの

令和5年度事業番号 (令和4年度事業番号)	42 (42)	評価	D
事業名	個別労働紛争対策費•多言語相談支	援事業	
担当課・係	雇用環境•均等局総務課総務係、労	働紛争処理業務	室業務管理係
令和4年度 事業概要	(個別労働紛争対策費) 全国の労働局及び労働基準監督署に置(全国 379 箇所) し、労使双方記 るあらゆる相談にワンストップで対の法令・裁判例や解決方法・処理機関また、民事上の個別労働紛争につい向に応じて、都道府県労働局長によるあっせんを行い、紛争の自主(多言語相談支援事業)都道府県労働局雇用環境・均等部(という。)において、13か国語(日という。)において、13か国語(日という。)において、13か国語(日という。)において、13か国語(日という。)において、13か国語(日という。)において、13か国語(日という。)において、13か国語(日という。)において、13か国語(日という。)において、13か国語(日という。)において、13か国語(日という。)において、13か国語(日という。)において、13か国語(日という。)において、13か国語の多言語と図る。	から寄せられる。 応し、内容に応聞等についての情では、相談の内容は、相談の内容の内容では、相談の内容の内容をはまず、 おいまりを といる ひょう といる ひょう はい いい はい は	労働問題に関す じて、労働関係 計報を提供する。 容や相談者の意 紛争調整委員会 というである。 を監督(室)対応 を管託通訳における である。

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	(個別労働紛争対策費) 都道府県労働局長の助言・指導の実施による個別労働紛争の改善率を 60%以上とする。 (多言語相談支援事業) 雇用環境・均等部(室)等への外国人からの相談のうち、多言語コンタクトセンターの通話翻訳若しくはタブレット端末のオンライン通訳又は機械翻訳を利用した相談件数の割合2%以上	(個別労働紛争対策費) 都道府県労働局長による助言・指導の手続終了件数に占める処理期間1か月以内のものの割合を95%以上とする。 (多言語相談支援事業) 雇用環境・均等部(室)等への外国人からの相談件数前年度以上
	未達成	達成
実績	(個別労働紛争対策費) 71.5% (5,493 件(助言・指導改善件数)/7,679件(助言・指導実施件数))(速報値)	(個別労働紛争対策費) 98.3%(7,841件(1か月以内処理件数) /7,979件(手続終了件数)(速報値)
	<u>(多言語相談支援事業)</u> 1.78%(273件/15,368件)(速報値)	(多言語相談支援事業) 15,368 件 (速報値) (令和3年度は 13,762件)

<未達成の理由・原因>

(多言語相談支援事業)

企業の経済活動の緩やかな回復傾向等を背景に、外国人労働者の相談件数は増加(アウトプット指標達成)した。一方、多言語コンタクトセンターの通話翻訳若しくはタブレット端末のオンライン通訳又は機械翻訳の利用件数については、令和3年度と比較して増加したものの(55件(R3)→273件(R4速報値))、外国人の新規入国には一定の制約があったことにより、相対的に在留期間の長い外国人労働者からの相談が多く、相談者自らが日本語で意思疎通可能な場合や知人などの通訳を同伴した場合が多かったと考えられることから、相談件数全体に占める多言語コンタクトセンター等の利用率(アウトカム指標)については目標を達成できなかった。なお、令和3年度の利用率よりは向上している。(0.40%(R3)→1.78%(R4速報値))

く改善すべき事項・今後の課題>

(個別労働紛争対策費)

引き続き、企業の置かれた状況にも配意しつつ、紛争の早期解決に向けた助言・指導の適切な実施に努めることなどにより、個別労働紛争の未然防止及び自主的解決の促進を図る。

(多言語相談支援事業)

令和3年度の外国人労働者からの相談件数に対する令和4年度の相談件数の伸びは1.12倍(速報値)であったのに対して、多言語コンタクトセンター等の利用件数の伸びは4.96倍(速報値)であり、今後、翻訳の必要な外国人労働者が増加すると予想される。外国人労働者からの相談に適切に対応するため、引き続き、多言語での相談対応ができる体制を整備するとともに、必要な者が利用できるよう利用促進に努める。

また、事業運営の一層の適正化を図りつつ、必要額の精査も併せて行ってまいりたい。

<令和5年度目標>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	(個別労働紛争対策費) 都道府県労働局長の助言・指導の実施による個別労働紛争の改善率を 70%以上とする。 (多言語相談支援事業) 雇用環境・均等部(室)等への外国人からの相談のうち、多言語コンタクトセンターの通話翻訳若しくはタブレット端末のオンライン通訳又は機械翻訳を利用した相談件数の割合2%以上	(個別労働紛争対策費) 都道府県労働局長による助言・指導の手 続終了件数に占める処理期間1か月以内 のものの割合を95%以上とする。 (多言語相談支援事業) 雇用環境・均等部(室)等への外国人か らの相談件数前年度以上

<令和5年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方>

(個別労働紛争対策費)

個別労働紛争解決制度は、個々の紛争の実情に即した解決を促進することを目的としているところ、助言・指導により簡易・迅速に紛争の解決や改善が図られることが重要であることから、適切な事業運営の水準として設定した目標値の令和4年度の達成状況を踏まえ、上記の目標を設定した。

(多言語相談支援事業)

令和4年度から、外国人相談件数の多い5つの労働局に、オンライン翻訳及び機械翻訳をすることのできるタブレット端末を新たに配付するとともに、令和5年度からは、総合労働相談コーナーが多言語対応している旨を周知するポスターを労働局が所在する庁舎に掲示するなど、外国人への周知を強化していることから、令和4年度目標と同水準の目標を設定することとした。

1,511,609 (1,563,656) 千円

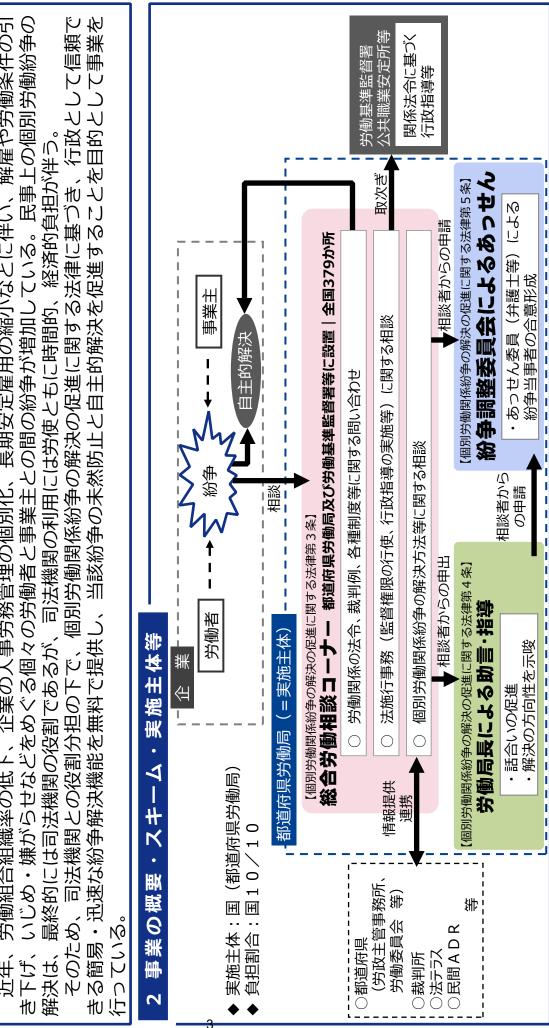
雇用勘定 労災勘定

1,511,628(1,563,675)千円

個別労働紛争対策事業

事業の目的

いじめ・嫌がらせなどをめぐる個々の労働者と事業主との間の紛争が増加している。民事上の個別労働紛争の 労働組合組織率の低下、企業の人事労務管理の個別化、長期安定雇用の縮小などに伴い、解雇や労働条件の引 最終的には司法機関の役割であるが、司法機関の利用には労使ともに時間的、経済的負担が伴う



雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーにおける多言語化の推進

令和5年度予算額 3,604 (13,772) 千円 労災勘定 1,802 (6,886) 千円 雇用勘定 1,802 (6,886) 千円

事業の目的

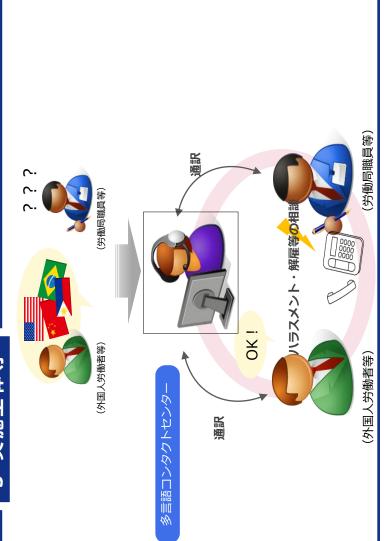
都道府県労働局雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーでは、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談対応等を実施 している。 昨今、外国人労働者の増加や多国籍化に伴い、多様な言語による相談に対して的確に対応するニーズが高まっていることから、13か国語(日本語を 除く)による電話通訳サービスである「多言語コンタクトセンター」を全ての雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーで引き続き活用する ことにより、多言語対応力を強化する。

2 事業の概要・スキーム

〈多言語コンタクトセンター〉

- ・電話通訳による職員及び外国人労働者間のコミュニケーションを支援。
- ・職員の依頼に基づく簡易な文書翻訳支援。
- ・対応外国語:英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語、モンゴル語
- * サービス提供時間:平日 8:30~17:15

3 実施主体等



雇用労働相談センターの概要

センタ 一設置の根拠

- 国家戦略特別区域会議を経て設置されるものであり、**厚生労働省の委託事業により、内閣府及び地方公共団体** 内閣府、地方公共団体等により構成される ◆雇用労働相談センターは国家戦略特別区域法第37条に基づき、 と連携して事業運営を行うもの。
- 新規開業直後の企業及びグローバル企業等が我が国の雇用ルールを的確に理解し、予見可能性を高めること 紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう、**「雇用労働相談センター」を設置**する。 国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針(平成25年10月18日付け日本経済再生本部決定)

令和5年度事業内容 S

- 全国了か所の国家戦略特別区域内(令和5年4月時点) 設置場所
- 新規開業直後の企業、グローバル企業等及びその労働者 対象者
- 個別労働関係紛争の未然防止により、円滑な事業展開が図られるよう、 目的

各種サービスを提供

(1)相談員による電話相談、窓口相談等の対応	日本の雇用ルール等に関する情報提供、一般的な相談に対応
(2) セミナーの開催	適正な労務管理や安全衛生管理に係る知識の習得を目的とし たセミナーを開催
(3)相談員による個別訪問	事業主の要望に応じ、企業の実態に即した適切な労務管理に 係る個別訪問による相談対応を実施
(4)弁護士による高度な専門性を要する個別 相談対応	労務管理や労働契約が雇用指針に沿ったものとなっているか 等の個別具体的な相談に対応

平成26~令和4年度

令和5年度

広島県・今治市雇用労働相談センター 仙台市 愛知県 新潟市 東京圏 関西圏 福岡市

 $(H26.11\sim)$

 $(H27.1\sim)$

 $(H27.10\sim)$ $(H27.1 \sim)$

 $(H28.4\sim)$

 $(H28.10\sim)$ (H28.6~)

雇用労働相談センターの新規設置 (自治体からの申請があれば検討)

令和5年度事業番号 (令和4年度事業番号)	13 (13)	評価	В
事業名	労災特別介護施設運営費·設置経費 ((1) 労災特別介護援護事業経費、		·護施設設置費)
担当課・係	労災管理課年金福祉第一係		
令和4年度 事業概要	在宅で介護を受けることが困難な その傷病・障害の特性に応じた専門 労災特別介護施設の運営を行う。 また、当該施設の整備・修繕を行	的施設介護サービ	

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	(1)入居者から、介護サービスが有用であった 旨の評価を90%以上得る。	(1)全国 8 施設の年平均での入居率を 90%以上とする。
	達成	未達成
	Æ 1%	不是 %

<未達成の理由・原因>

アウトプット指標については、委託先と令和2年度~令和4年度の3箇年契約を結ぶにあたり、入居率が特に低かった北海道施設(令和元年度 68.4%)及び愛媛施設(令和元年度 71.4%)について、入居定員数を 98 名 →88 名に見直しを行ったほか、令和4年度の全8施設の新規入居者数(63 名)を、前年度よりも3名増加させるなどしたが、年平均入居率が84.2%にとどまり、目標未達成となった。

目標未達成となった原因としては、死亡や長期入院等による退去者数が新規入居者数とほぼ同程度であること (退去者 60 名、入居者 63 名)、新型コロナウイルスの感染拡大により短期滞在型介護サービスの利用者が減 少しているため(令和2年度利用者 23 名、令和3年度利用者7名、令和4年度利用者8名)、入居の契機に繋が らなかったこと等があると思料される。

また、今後、入居率を向上させていく上で、施設によって入居希望者数に差があることが課題になると考えられる。令和4年度の入居率が91.8%で最も高かった宮城施設及び千葉施設については、早期入居を希望する者が毎月平均でそれぞれ8.3名、19.9名いたが、入居率が80%を下回った広島施設及び愛媛施設については、毎月平均でそれぞれ2.3名、4.2名にとどまった。これは、入居対象となる労災重度被災労働者数の偏在によるものと思料され、仮に各施設の所在地周辺の都道府県を北海道・東北・関東甲信越・東海北陸・近畿・中国・四国・九州沖縄の8ブロックに分けると、広島施設の所在地である中国ブロックには全労災重度被災労働者(20,910名(令和5年4月支払期時点))の7.7%(1,619名)、愛媛施設の所在地である四国ブロックには4.8%(1,008名)が居住している状況となっており、平均値の12.5%(2,614名)を大幅に下回っている。このように労災重度被災労働者数の地域毎の偏在があることから、先述のとおり令和2年度より北海道施設及び愛媛施設の定員の見直しを行ったものの、他施設においては一律の設定であることも目標未達成の一因であると思料される。

く改善すべき事項・今後の課題>

アウトプット指標については、受託者からの適時の状況把握を行うとともに以下の取組を行った。

全都道府県労働局に対し、会議・研修等の機会を通じて職員に周知し、年金支給決定時に職員から入居対象者に対する説明及び周知を実施すること及び全都道府県障害福祉主管部局に対し、周知広報や入居要件を満たす可能性のある者に対する本事業の紹介を依頼するなど、入居率向上のための取組を行った。

委託先の取組として、都道府県労働局及び市町村等の行政機関へ協力依頼などのこれまでの取組のほか、令和3年度から新たな取組としてはじめた医療ソーシャルワーカーを介した施設紹介を行った。令和3年度との違いとして、医療ソーシャルワーカーへの依頼の仕方を変えた。これまでは医療ソーシャルワーカー協会との連携を主に行っていたが、令和4年度からは労災病院及び協力医療機関等の医療ソーシャルワーカーが所属している部署(医療相談室、地域医療連携室、地域包括支援センター等)に、労災重度被災労働者が施設に入居することのメリットを記載した文書を持参し、労災重度被災労働者の退院支援の際に施設の紹介を行っていただくよう依頼した。その結果16名の入居に繋がっており、令和3年度が6名だったことを鑑みると、取組の効果が上がっているものと思料されるため、引き続きこれらの取組を行っていく。

なお、前項で記載した、施設毎で入居希望者数に差があるという課題については、令和5年度~令和7年度の3箇年契約を行うにあたり、特に入居率が低い愛媛施設の入居定員数を88名から82名に見直しを行うことで対応している。

また、入居率を向上させるための取組として、早期入居希望者のうち希望施設の空き部屋がない方へはほかの施設への入居を進めることや、入居の端緒となりうる短期滞在型介護サービスを有効活用できるよう積極的な周知・利用促進を引き続き行っていく。

そのほか、入居希望者との面接調査を実施する場合、従前通り対面により実施していくこととするが、新型コロナウイルスの感染状況によっては、必要によりオンラインによる面接調査も引き続き実施する。

今後も事業運営の適正化を図る一方で、予算規模の見直しについても併せて行ってまいりたい。

〈令和5年度日標〉

•		12010	
		アウトカム指標	アウトプット指標
	目標	(1)入居者から、介護サービスが有用であった 旨の評価を90%以上得る。	(1)全国 8 施設の年平均での <u>入居率を 90%</u> <u>以上</u> とする。

く令和5年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方>

アウトカム指標については、受益者である入居者等からの有用であった旨の評価を指標とし、その目標値については、事業の有用性について一定の高い水準を常に維持・確保することを意図し、令和4年度実績を踏まえ、90%以上と設定した。

アウトプット指標については、平成 22 年度の事業目標設定時に、当時の平均入居率が 90%以上を維持していたため、目標を 90%として設定したこと及び当時に比べて労災重度被災労働者は減少しているものの、入居していない労災重度被災労働者が一定数いること、また、国有財産の有効活用の観点から、令和4年度と同じ、入居率を年平均 90%以上と設定した。

令和4年度労災特別介護施設入居者数

(単位:人)

			83.8%			84.2%			84.8%			84.0%		平均入居率
			640			643			648			642		平均
84.2%	643	640	640	640	642	645	643	646	649	649	647	640	640	슈타
83.7%	82	80	80	81	82	83	81	82	82	83	83	82	80	熊本
68.2%	60	62	62	09	09	59	59	59	09	61	09	59	29	愛媛
75.5%	74	72	72	71	70	72	74	75	76	76	76	75	92	広島
84.7%	83	84	84	83	83	82	82	84	85	84	84	83	83	大阪
86.7%	85	86	86	86	86	86	86	85	85	84	83	83	85	愛知
91.8%	06	87	87	87	89	91	91	91	92	91	91	06	06	土葉
91.8%	90	90	06	91	91	06	06	06	06	89	88	88	88	宮城
%6.06	80	79	79	81	81	82	80	80	79	81	82	79	79	北海道
入居率	入居者数	3月	2月	1月	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	
平均	年間平均		第4•四半期	和水		第3・四半期	—————————————————————————————————————		第2·四半期	細		第1•四半期		
(十二十)														

^{※1} 入居者数は月末時点の入居者数である。 ※2 入居率は各施設定員100名から短期滞在型介護サービス用の2床を除いた98名を母数として計算している。

令和5年度事業番号 (令和4年度事業番号)	19 (19)	評価	В
事業名	職場における受動喫煙対策事業	1	
担当課・係	労働衛生課有害作業環境指導係		
令和4年度 事業概要	(1) 行政経費 受動喫煙対策の必要性・重要性に た周知啓発、事業場に対する意識調 (2) 委託費 全国の事業場からの受動喫煙対策 ルタント等の専門家による相談窓口 た、周知啓発のための説明会を全国 (3) 補助金 中小企業事業者(既存特定飲食提供 て喫煙室を設置する等の措置を実施 部を国が助成する。	査等を行う。 に関する相談に (電話・実地)を で開催する。 共施設を営む者に	ついて、コンサ を開設する。ま こ限る。) であっ

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	(1)①相談支援において実地指導を実施した事業者、②相談支援において説明会に参加した事業者から8割以上「役に立った」旨の回答を受ける。 (2)受動喫煙防止対策助成金を受けて対策を講じた事業場から、8割以上「労働者が職場において受動喫煙を受ける機会がなくなった」旨の回答を受ける。	(1)専門家による電話相談件数の1か月当たりの平均実績件数について、30件/月以上とする。 (2)補助金の1か月当たりの平均利用件数について、3回/月以上とする。
	達成	未達成
実績	(1)①実地指導において「役に立った」 (満足した)と回答したのは 100%、② 説明会に参加して「役に立った」(満足した)と回答したのは 89.6%だった。	(1)専門家による電話相談件数の1か月 当たりの平均実績件数について、52.7件 /月となった。

<未達成の理由・原因>

・補助金の対象業種が新型コロナウイルスの影響を受けやすく、その影響からの回復が遅れ、想定よりも利用回数が伸びなかった。

<改善すべき事項・今後の課題>

・受動喫煙防止対策助成金については、需要に合わせて予算額を修正する。

く令和5年度目標>

٦.	12.10 6	7十及口(味/	
		アウトカム指標	アウトプット指標
	目標	(1)①相談支援において実地指導を実施した事業者、②相談支援において説明会に参加した事業者から8割以上「役に立った」旨の回答を受ける。 (2)受動喫煙防止対策助成金を受けて対策を講じた事業場から、8割以上「労働者が職場において受動喫煙を受ける機会がなくなった」旨の回答を受ける。	(1)専門家による電話相談件数の1か月当たりの平均実績件数について、30件/月以上とする。 (2)補助金の1か月当たりの平均利用件数について、2回/月以上とする。

<令和5年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方>

アウトカム指標については、前年度の目標は妥当であると考え、継続して令和4年度と同様の目標を設定した。また、アウトプット指標については、前年度の実績を勘案して、それに見合う目標を設定することとした。

| 会 | 報 計

労働保険特別会計 雇用

徴权

光淡

職場における受動喫煙対策推進事業

令和5年度予算額(労災勘定)

258,354(433,982)千円

事業の目的

- ■職場における受動喫煙対策については、労働安全衛生法において、実情に応じた措置を講じることが事業者の努力義務とされ、当該努力義務 に基づく取組を促進する観点から、国が必要な援助を行うことが規定されている。
- ■多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止の義務化等が盛り込まれた改正健康増進法が令和2年4月より完全施行されているところであ るが、経過措置により適用が猶予される既存の小規模飲食店(全飲食店の55%程度)などを中心に、積極的に受動喫煙対策に取り組む事業者 に対して国の援助を引き続き実施する必要がある。

実施主体等 スキーム、 事業の概要 7

受動喫煙対策推進助成金

|喫煙室等を設置する事業場に対し、その費用の一部を助 成する。

※助成率:2/3(主たる業種が飲食店以外の場合1/2) 助成上限額:1,000千円 ※受動喫煙対策推進指導員を配置、助成金申請についての審査・支給事務の 実施、助成金による設置後数年経過した喫煙室等の実地調査等を行う。

受動喫煙対策推進支援業務

業場での実地指導など、受動喫煙対策に係る周知広報を実 事業場からの空間分煙の実施のための個別相談対応や事 施する。

労働者の受動喫煙 防止対策 事業者 相談対応 喫煙室等 設置助成 実地指導 委託事業 光動局 事務委任 厚生労働省

令和5年度事業番号 (令和4年度事業番号)	26 (26)	評価	В
事業名	建設業等における労働災害防止対策費		
担当課・係	安全課建設安全対策室		
令和4年度 事業概要	(1)建設業における死亡災害の約 防止のため、手すり先行工法等の「 し、建設業における墜落・転落災害 (2)一人親方の業務の特性や作業! るテキストを作成し、また、このデ する。	より安全な措置 防止対策の推進 実態を踏まえた。	」の普及を促進 を図る。 安全衛生に関す

<u> </u>	サークロボンス限と		
	アウトカム指標	アウトプット指標	
目標	(1) 手すり先行工法に係る指導・支援を受けた事業場のうち、支援指導が有効、有用であり、「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。 (2) 一人親方に対する安全衛生教育研修会が役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。	(1)事業期間約8カ月間のうちに建設業での手すり先行工法の普及・定着のための現場に対する指導・支援を行う。(250 現場以上) (2)一人親方に対する安全衛生教育研修会を実施する。(630 人以上)	
	達成	未達成	
実績	(1)採用する旨(条件付き採用を含む) の回答 98.4% (2)役に立ったとの回答 97.4%	(1)指導·支援実施 289 現場 (2)研修会参加人数 610 人	

<未達成の理由・原因>

研修の受講対象者に対し、事業内容や参加のメリットを必ずしも十分に伝え切れていなかったことが目標未達成の原因と考えられる。今後は参加者の確保のため、周知の強化や、受講のインセンティブの確保が課題である。

<改善すべき事項・今後の課題>

周知用パンフレットを増刷するなど、事業の周知に努めるとともに、研修会受講者へのインセンティブの付与のための取組を行うことが必要である。

〈令和5年度日標〉

١.	שייייי	7十2日保/	
		アウトカム指標	アウトプット指標
	日標	(1) 手すり先行工法に係る指導・支援を受けた事業場のうち、支援指導が有効、有用であり、「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。 (2) 一人親方に対する安全衛生教育研修会が役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。	(1)建設業での手すり先行工法の普及・定着のための現場に対する指導・支援を行う。(300 現場以上) (2)一人親方に対する安全衛生教育研修会を実施する。(630 人以上)

<令和5年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方>

- (1)建設業での手すり先行工法等の「より安全な措置」の実施を引き続き徹底していくことが重要であることから、上記のとおり目標を設定した。
- (2) 一人親方に対する安全衛生教育研修は、引き続き重要なものであることから、受講者への一層の周知及びインセンティブの付与を行った上で令和4年度と同様の目標とした。

墜落•転落災害等防止対策推進事業

87,040 (87,035) 中田 令和 5 年度予算額(労災勘定)

事業の目的

- 死傷者の約3割を占めている。 建設業では依然として墜落・転落災害が多発しており、災害による死亡者の4割弱、
- 「より安全な措置」等は「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」(安全衛生部長通達)で示している措置 特に足場からの墜落・転落災害を防止するためには、労働安全衛生法令の遵守と併せて、墜落防止効果の高い手すり先行工法などの「より安全な措置」等 一層普及していく必要がある。(※)
- 「策定後2~3年で(省略)必要があると認めるときには、速やかにこれを変更する。」と規定されており、令和2年末から令和3年初めにかけ,[与野党で議 29年に閣議決定された「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な 計画」においても、災害の撲滅に向けて、一層、実効性のある対策を講ずることとされており、同計画においても対応を求められている。なお、同計画について 連が立ち上げられ、建設職人基本法基本計画の見直し検討が実施されており、令和4年度中に変更される可能性もある。 「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」に基づき、平成
 - ・上記の与党議連では建設関係団体等からのヒアリング等が実施され、多くの団体から木造建設現場等で使用されている一側足場について、安全性の関係から、狭 **盗な場合等を除き、本足場(二側足場)を使用すべきとの意見が出された。**

W o

・転落災害を防止す

建設業における墜落

等の一層普及を図り、 建設現場における法令遵守と「より安全な措置」

実施主体等 スキーム・ 事業の概要・

事業概要・事業スキーム

①手すり先行工法に係る現場の **診断·支援**(全国300現場)

- (全国47カ所、WEB) ② 研修会の開催
- 手すり先行工法等の「より安全 な措置」 建設現場を訪問し、設置されてい
 - 足場の組立図の作成足場点検の手法等を周知し、
 - る足場の安全措置について診断。 診断結果に基づき手すり先行工法 等の「より安全な措置」等につい ・描編。 て技術的な助言
 - 説明資料の周知

③一側足場に係る調査、指導 (全国200現場)

- 設置されている足場について、安全衛生法令に基づく技術的な助言・支援を行う。 ・足場が一側足場の場合、本足場を設置しなかった理由を確認。 ・木造家建築工事現場等を訪問し、
- 状況に応じて、本足場の導入につ

及させるための研修会を開催。 説明資料の周知

いての指導を行う

(10万部) 4 説明資料の作成

実施主体

実施主体:委託事業

手すり先行工法とは、足場の組立時に作業床に乗る前に適切な手すりを先に設置し、 手すり先行工法とは かつ、解体作業時にも作業床を取り外すまで手すりを残しておく工法。 組立て・解体の作業 を行う 手すりがある状態 手すりがある状態で 組立て・解体の作業 を行う (参表) 最上層の一層下から その他の足場 最上層の一層下から 手すりを設置 わく細圧場

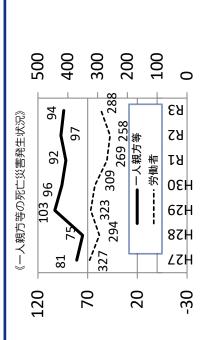
建設業の一人親方等の安全衛生活動支援事業

107,183 (107,183) (労災勘定) **令和5年度予**算額

事業の目的

- 一人親方等の死亡災害について、特別加入申請や報道等の情報を基に平成26 年から労働局及び監督署で集計している。最近は、100名弱の数字で推移している。 労働安全衛生法の適用はない。 一人親方等は労働者ではないことから、
- 法律(平成29年3月施行)では、一人親方等を含め、建設工事従事者の安全 このような状況から、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関す と健康の確保について、国が必要な施策を講ずることとされた。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律に基づき策定され (平成29年6月9日閣議決定)に基づく対応が必要。 た基本計画



10

実施主体等 スキーム・ 事業の概要・

蘸 栅

- 一人親方等に対する安全衛生対策に係るパンフレットの作成。
- 一人親方等を使用する事業者に対する留意事項をまとめたパンフレットの作成。 □一人親方等を使用する事業者に対する留意事項をまとめたパンフレットの □一人親方等に対する、安全衛生教育を実施する(全国6ブロック、各3回
- ■一人親方等が入場している現場(主に木建工事を念頭)に対する巡回指導(全国 WEB)

<参考>建設アスベスト訴訟に係る最高裁判決

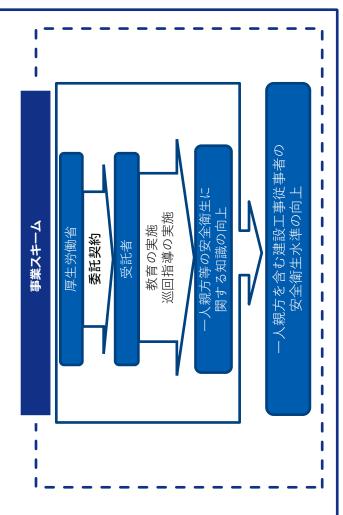
で100人の指導員が年間24日活動)

建設作業で石綿(アスベスト)にばく露し、肺がん等に罹患した元労働者や 人親方が、国を相手取り、規制が十分であったかが争われた

「建設アスベス ト訴訟」の最高裁判決(令和3年5月17日)において、石綿の規制根拠である 安衛法第22条は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護す **多趣旨との判断**がされた。

実施主体

実施主体:委託事業



令和5年度事業番号 (令和4年度事業番号)	30 (30)	評価	В
事業名	自動車運転者の労働時間等の改善の	ための環境整備	等
担当課・係	労働条件政策課、監督課		
令和4年度 事業概要	自動車運転者の労働時間改善のた ライン等をまとめたポータルサイト 者と荷主向け相談センター及び時間 行う。 新規許可事業者を対象として国土 労働基準法等の労務管理の基礎を教 地方運輸支局等との間で都道府県 車運転者の労働条件改善等に係る情	の継続運用、トラ 別外上限規制等の 交通省が行う講 示し、指導を行 単位の連絡会議	ラック運送事業 D周知広報等を 習会において、 う。 を設置し、自動

•	1240-	十十尺口伝に大順ノ		
		アウトカム指標	アウトプット指標	
	目標	現在のトラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトをバス・タクシーに拡大する。バス・トラック・タクシー3業種向けの改善ハンドブックを作成する。改善基準告示の改正を契機とした荷主向け協力要請のリーフレットを業界団体や事業者の声も踏まえて作成する。	令和4年度上半期中に相談センターを開設、3業種における長時間労働改善の取組事例について、それぞれ10事例以上収集する。	
	実績	達 成 バス・タクシーの長時間労働改善に向けたポータルサイトを拡充し、バス・トラック・タクシー3業種向けの改善ハンドブックを作成した。併せて、経団連・日商・中央会・JILSを通して周知した上で意見を集め、荷主向け協力要請のリーフレットを作成した。	末達成 令和4年8月1日に相談センターを開設した。 3業種における長時間労働改善の取組事例については改善ハンドブックの紙面構成に耐えうる事例数を収集する指標として、10事例を目標と設定したが、10事例に達する前に改善ハンドブックの紙面構成に耐えうる内容の事例を十分に収集	
		(21F1% V/C)	横风に响えりる内台の事例を干力に収え したため、収集を打ち切ったもの。	

<未達成の理由・原因>

アウトカム指標については、コンサルタントや各種情報発信手段による情報発信を積極的に行い、荷主及び運送事業者に向けた丁寧な周知を行うとともに、関係業界団体の声も踏まえながら、改善ハンドブック、荷主向け協力要請リーフレットを作成した。

一方、アウトプット指標については、3業種における長時間労働改善の取組事例が10事例に達する前に改善ハンドブックの紙面構成に耐えうる内容の事例を十分に収集したと判断し、事業全体をより円滑に遂行するために、事例収集を打ち切り、その分、他に注力することとなった。今後は目標設定の仕方を見直すことが課題と考える。

く改善すべき事項・今後の課題>

課題の改善に対しては、事業を実施する手法等も踏まえながら、どのような目標がより適切かを検討し、適切な目標の設定に努める。

また、今後も令和元年度に作成したポータルサイト等を用いて、3業種に係る長時間労働の具体的な改善手法等

について、より広く周知を行う。

新たに、令和6年度からの適用猶予業の時間外労働上限規制に向けて関係者及び国民へ周知等を実施する必要がある。

<令和5年度目標>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	適用猶予業の時間外労働の制度に関する 10 問程度のインターネットアンケートを令和5年5月及び令和6年2月に実施し、それぞれ500以上のサンプルをそれぞれ回収し、認知度の向上を図る。	トラック運転者の労働時間短縮に向けた運送事業者・荷主企業等に向けの相談センターの運営、事例収集及び周知用コンテンツ作成については、自動車運転者の労働時間改善のための解説用動画を3本作成する。全国527箇所に相談センターの周知ポスターを1,060部程度配布し、周知リーフレットを94,460部程度配布する。トラック・バス・タクシーの改善基準告示に関する学習用テキストをそれぞれ作成し、全国200箇所6,000部程度配布する。 自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトの運営、令和6年4月から適用される改正後の上限規制についての大規模広報については、適用猶予業の時間外労働の制度に関する特設サイトを作成の上、4本の動画を作成の上で掲示する。併せて、特設サイトへ上限規制周知用ポスターを全国約1,700箇所に配布する。

<令和5年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方>

アウトカム指標については、具体的な課題解決につながる必要があることから、適用猶予業の時間外労働の制度に関する理解を把握するため、インターネットアンケートを実施することとした。 アウトプット指標については、これらの前提となる相談センターの周知活動及び令和4年度に作成した改善ハンドブックにかかる動画作成による改善基準告示改正に対する利用者の理解の促進並びに適用猶予業の時間外労働の制度に関する広報活動の実施とした。

自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業

令和4年度要求額 207,174 (153,732)千円

鬱加・四名

- ・ 自動車運転者は
- ①他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にある。
- ②業務における過重な負荷による脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっている。
- ⇒ 労働条件及び安全衛生の確保・改善が喫緊の課題

く長時間労働の背景>

トラック運送業における荷主都合による手待ち時間の発生など、取引上の慣行から労働時間の短縮が進まない等の問題あり

長時間労働是正には、荷主等の取引先との取引条件改善などの環境整備を強力に推進する必要がある。

働き方改革実行計画 (平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)

自動車の運転業務については、・・・5年後の施行に向けて、荷主を含めた関係者で構成する協議会で労働時間の短縮策を検討する など、長時間労働を是正するための環境整備を強力に推進する。

くこれまでの取組> 平成28~29年度 平成30年度 今和元年度 令和2年度 令和2~3年度 令和3年度 目

自動車運転者の労働時間改善のための取組を実施(令和元年度まではトラック運転者対象) 実証実験(パイロット事業)を実施(トラック)

荷主とトラック運送事業者を対象としたガイドラインを策定、周知用コンテンツ(ハンドブック、パンフレット)を作成、

労働時間短縮に向けたコンサルティングを実施 ガイドライン等の周知セミナーを全国開催、ポータルサイトを開設(トラック) 荷主向け周知用動画の作成・ポータルサイトの内容拡充(トラック)

自動車運転者(トラック、バス、ハイヤー・タクシーの各分野)の労働時間等に係る実態把握を実施 問題解決につながる意見交換会開催・取組支援、荷主間協力の周知用コンテンツ作成

令和4年度の事業内容

(1)荷主間の協力による取組促進

〇 トラック運転者の労働時間短縮に向けた荷主の協力による取組について の周知用コンテンツ作成・ポータルサイトの継続運用・内容拡充・周知広報

〇 トラック運送業の労働時間等に係る問題解決につながる<u>好事例等の周</u>知

(2)改善基準告示等の周知活動

○ 改善基準告示の見直しおよび周知広報○ 令和6年4月の施行に向け、事業者(ハイヤー・タクシー、トラック、バ

ス)、自動車運転者等を対象としたポータルサイトを設置

自動車運転者を使用する事業者の双方が自動車運転者の労働時間改善に協力して取り組む気運を醸成するための取組を継続。 令和6年度の時間外労働の上限規制適用に向けて、自動車運転者の労働時間の実態を踏まえた上で、荷主等の取引先と、

自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業

(内線5542) (内線5389) 労働基準局労働条件政策課 労働基準局監督課 邻罕

労働保険特別会計

徴収

雇用

光淡

(2.1億円) ※()內は前年度当初予算額 2.6億円 令和 5 年度概算要求額

事業の目的

- ②業務における過重な負荷による脳・心臓疾患の労災支給決 労働条件及び安全衛生の確保・改善が喫緊の課題。 ①他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にある 定件数が最も多い職種となっている。 自動車運転者は、
- 長時間労働の背景には、トラック運送業における荷主都合による手待ち時間の発生など、取引上の慣行から労働時間の短縮が進まない 荷主等の取引先との取引条件改善などの環境整備を強力に推進する必要がある。 \uparrow 等の問題あり。
 - 令和6年度から上限規制の適用が開始。 自動車運転の業務等の時間外労働の上限規制の適用猶予業種は、
- ⇒上限規制や見直し後の改善基準告示等の事業者や労働者への集中的周知、企業・国民等の更なる理解のため周知・広報。

事業の概要・スキーム・実施主体等 2

荷主と運送事業者による取引環境改善の促進 (1)

19

- トラック運送事業者と荷主向けの相談センター【新規】
- 荷主と運送事業者向けセミナーの開催【新規】
- 自動車ポータルサイトの継続運営 0
- 時間外労働上限規制等の周知・広報 (2)
- 適用猶予業種の事業者・労働者向け周知・広報 (新規)
- 改善基準告示の事業者・運転者向け周知・広報
- 企業・国民向け周知広報【新規】

取引環境改善への企業の理解・社会の認識が必要

コンドンシ 作成

広報設計

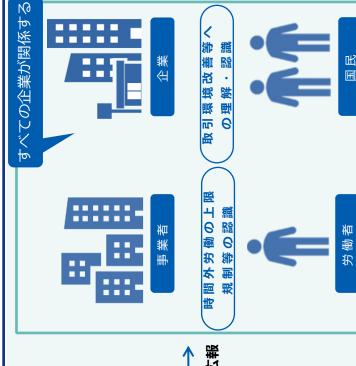
広報の実施

広報効果の測定

実施主体等

実施主体:民間委託事業者 事業実績(令和3年度):自動車ポータルサイトユーザー数 91,901人 (同一ユーザーの重複訪問は数値に含まない)

周知・広報 周知・広報 **松**託 厚生労働省 委託先 (5) 報品



令和5年度事業番号	34	■亚/西	D
(令和4年度事業番号)	(34) 評価 B		Б
事業名	労働災害防止対策費補助金経費		
担当課・係	計画課機構団体管理室団体監理係		
令和4年度 事業概要	事業主による自主的な安全衛生活動 げるため、①技術的な事項に関する 集及び提供事業、③調査及び研究事	指導及び援助事	業、②情報の収

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導について、安全衛生水準の向上に効果があるとした事業場等の割合を85%以上とする。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導について、安全衛生水準の向上に効果があるとした事業場等の割合を85%以上とする。 ③安全衛生専門家による新規参入者等に対しての安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を85%以上とする。 ④高度安全機械等導入支援補助金について、補助対象者から安全性向上に有用である旨の評価を80%以上確保する。	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導を1,520件以上とする。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導を490件以上とする。 ③安全衛生指導の経験者による復興工事現場等に対する安全衛生巡回指導を、のべ720現場以上実施する。 ④適正な申請の処理を完結するまでの期間を150日以内とする。
	達成	未達成
実績	①安全衛生水準の向上に効果があるとした事業場等の割合は、約98.8%であった。 ※効果があるとした事業場等 1,077/ 1,090 ②安全衛生水準の向上に効果があるとした事業場等の割合は、約97.0%であった。 ※効果があるとした事業場等 20,662/ 21,312 ③安全衛生専門家による新規参入者等に対しての安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合は95.2%であった。 ※ 役に立ったと回答した受講者 1,204/1,265 ④安全性向上に有用である旨の評価をした補助対象者の割合は90.7%であった。 ※有用である旨の評価をした回答68/75	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導の件数は、1,494件であった。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導の件数は、1,166件であった。 ③安全衛生指導の経験者による復興工事現場等に対する安全衛生巡回指導の件数は、のべ1,479現場であった。 ④適正な申請の処理を完結するまでの期間は平均29日であった。

<未達成の理由・原因>

個別指導は、事業場それぞれの実態に即した指導を行うものであるが、令和4年度は、事業場側が、新型コロナウイルス感染防止対策を理由とし、依然として外部の者(安全衛生専門家)が事業場へ立ち入ることを避ける傾向にあったため、若干ではあるが目標件数の達成に至らなかった。

一方で、集団指導においては、化学物質規制体系の見直し等の法令改正があったことを背景に、 目標件数を上回る開催希望があったことから、こちらにマンパワーを傾注する必要が生じたことも 要因の一つである。

く改善すべき事項・今後の課題>

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症により近年落ち込んだ個別指導の回数を回復させるべく、特に安全衛生対策に係る知識、資金に乏しい中小事業者への周知、取組を強化することが課題である。令和5年度は、「第14次労働災害防止計画」(~令和9年度までの5カ年計画。以下「第14次防」という。)の初年度に当たる。第14次防においては、安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性を踏まえ、重点対策を掲げており、具体的に取り組むよう推進することとしている。

各労働災害防止協会においても、個々に労働災害防止計画を策定しており、労働安全衛生対策に引き続き取り組んでいるところ。併せて、これまで安全衛生対策に係る指導を受けていない事業場に対して個別指導に係るリーフレットを送付する、広報誌に掲載する等により、周知、働きかけを行うことで、個別指導の実施回数を改善させる。

<令和5年度目標>

١.	12100) 十尺口际/	
		アウトカム指標	アウトプット指標
	目標	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導について、安全衛生水準の向上に効果があるとした事業場等の割合を85%以上とする。②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導について、安全衛生水準の向上に効果があるとした事業場等の割合を85%以上とする。③安全衛生専門家による新規参入者等に対しての安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を85%以上とする。④高度安全機械等導入支援補助金について、補助対象者から安全性向上に有用である旨の評価を80%以上確保する。	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導を1,520件以上とする。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導を490件以上とする。 ③安全衛生指導の経験者による復興工事現場等に対する安全衛生巡回指導を、のべ720現場以上実施する。 ④申請から交付の可否を決定するまでの期間を平均60日以内とする。

<令和5年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方>

1. アウトカム指標

【既存事業部分】

①、②は、労働災害防止協会及び船員災害防止協会が実施する個別指導・集団指導に関し、事業場等の安全衛生水準に一定程度以上の効果を有することを確認しうるものとして設定。

【地震、豪雨及び台風等の自然災害に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業】

③は、被災地等において建設業における新規参入者等への安全衛生教育を継続的に行うことが重要であるため、上記のとおり目標を設定。

【高度安全機械等導入支援補助金】

④は、第 14 次労働災害防止計画における「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」に資するよう、事業目的の達成に寄与する内容となったかを測るため、上記のとおり目標を設定。

2. アウトプット指標

【既存事業部分】

①、②は、労働災害防止協会及び船員災害防止協会が実施する個別指導・集団指導に関し、経営基盤が脆弱な中小事業者に対して労働災害防止に資する指導を実施する指標として回数を設定。

【地震、豪雨及び台風等の自然災害に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業】

③は、被災地等において建設業における新規参入者等への安全衛生教育及び安全衛生巡回指導を継続的に行うことが重要であるため、上記のとおり目標を設定。

【高度安全機械等導入支援補助金】

④は、補助金を効率的に配賦し機械の更新を促すため、上記のとおり目標を設定。日数については、令和4年度新規事業として他の補助金事業の実績を参考に設定を行ったが、令和4年度の実績を考慮し、目標を再設定した。

労働災害防止団体について

2,549,416(2,510,782)千円

	秋짜	設立年月日	令和5年度予算額 (労働災害防止対策費補助金)	根拠法
中央労働災害防止協会	十倉 雅和 ((一社)日本経済団体連合会会長)	昭和39年8月1日	872百万円	労働災害防止団体法
建設業労働災害防止協会	今井 雅則 (戸田建設(株)代表取締役会長)	昭和39年9月1日	1, 137百万円	労働災害防止団体法
陸上貨物運送事業 労働災害防止協会	渡邉 健二 (NIPPONEXPRESSホールディングス (株)代表取締役会長)	昭和39年8月15日	205百万円	労働災害防止団体法
林業·木材製造業 労働災害防止協会	中崎 和久 ((一社)全国木材組合連合会代表理事会長)	昭和39年9月1日	171百万円	労働災害防止団体法
港湾貨物運送事業 労働災害防止協会	藤木 幸太 (藤木企業(株)代表取締役社長)	昭和39年9月1日	138百万円	労働災害防止団体法
場的景防止協会	小島 茂 (一)	昭和42年10月31日	26百万円	船員災害防止活動 の促進に関する法律

労働者の技能に関する講習

・事業主、事業主団体が行う労働災害防止のための活動促進

<中央労働災害防止協会>

・技術的な事項についての指導及び援助

※令和5年4月1日時点

・教育及び技術的援助のための施設の設置及び運営

・機械及び器具についての試験及び検査

情報及び資料の収集及び提供

- <業種別労働災害防止協会>
- 労働災害防止規程の設定
- ・会員に対する労働災害の防止に関する技術的な事項についての指導及び援助 船舶所有者、船舶所有者の団体等が行う船員災害の防止のための活動を促進

集団指導・個別指導について

労働災害防止団体法、船員災害防止活動の促進に関する法律に基づき選任された安全管理士及び衛生管理士が、 事業場の事情等に即した労働災害防止に係る技術的な助言・支援を行うことで、労働災害の防止に寄与している。

令和5年度事業番号	37	評価	В
(令和4年度事業番号)	(37)		
事業名	│ 過重労働の解消及び仕事と生活の調 │ 方の見直し	和の実現に向け	た働き方・休み
担当課・係	労働条件政策課新たな働き方推進係 総務課雇用環境政策室働き方・休み 雇用機会均等課母性健康管理係		
令和4年度 事業概要	① 中小企業・小規模事業者等に対す 動き方改革実行計画でる時間 がいた で の の で の で の で の で の で の で の で の で の	非の関いのでは、	動のか見図話 等組対 評るをイの す場者対なにり相 にむす 価「捉ンた る環処に談働つ等 滑合助 ききたーの 度の遇向支き、を にに成 る方年バシ に整改け援方労実 対おを 「・次ルン 取備善たを改務施 応い行 働休有制ポ りが

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	1 働き方改革推進支援助成金(4コース)の支給対象事業主又は支給事業主団体に対してアンケート調査を実施し、各5%以上の事業主又は事業主団に入とも85%以上の事業主又は事業ことでから当該助成金制度をの設定のでは事業をの設定のではである。2 働き方改革推進支援をはずるにがは、働き方の対しに事業を受けた事業主等に対し、満足に、相談を受けた事業主等に対し、満足に、相談を受けた事業主等に対し、満足にがある。3 働き方・体み方改革ボータルサイト以上とする。3 働き方・体み方改善ポータルサイト以上の利用者アンケートにおいて、85%以上の制合をの参いではいて、普通を対象とは事とのの参加企業の可はである。4 不妊治療と仕事とのの参加企業である。4 不妊治療と仕事とのの参加企業である。5 年を対象とは事とのできる。4 不妊治療と仕事とのでまなでである。5 年を対象とは事とのでは、不妊治療と仕事とのの参加を発展になった」と回答した企業の割合を80%以上。	1 働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース)の支給決定件数について、令和4年度予算における想定件数の7割(1,101件)以上とする。 2 働き方改革推進支援助成金(勤務間インターバル導入コース)の支給決定件数について、令和4年度予算における想定件数の7割(1,762件)以上とする。 3 働き方改革推進支援助成金(労働時間適正管理推進コース)の支給決定件数について、令和4年度予算における想定件数の7割(1,227件)以上とする。 4 働き方改革推進支援助成金(団体推進コース)の支給決定件数について、令和4年度予算における想定件数の7割(225件)以上とする。 5 働き方改革推進支援助成金(団体推進コース)の支給決定件数について、令和4年度予算における想定件数の7割(225件)以上とする。 6 働き方改革推進支援の法改正内容した名種支援策を掲載している新設後の「働き方改革推進支援助成金の「働き方改革推進支援の法改正内容した名種支援策を掲載している新設後の「働き方改革・特設サイト」のPV 数2,000,000PV以上(令和4年4月~令和5年3月)7 働き方・休み方改善ポータルサイトのアクセス件数を116万件以上、企業診断及び社員診断の診断結果件数を6,000件以上とする。8 不妊治療と仕事との両立支援担当者等を対象とする研修会を2回以上開催する。

	達成	未達成
) 新	1 労働時間等の設定の改善に役立ったと回答した割合 ①労働時間短縮・年休促進コース: 99.6% ②勤務間インターバル導入コース: 100% ③労働時間適正管理推進コース: 100% ④団体推進コース: 99.3% 2 「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合: 98.9% 3 「使いやすい(普通を含む)」と回答した者の割合: 86.4% 4 「非常に参考になった」「参考になった」と回答した企業の割合: 89.8%	1 労働時間短縮・年休支援促進コース支給決定件数:5,189件 2 勤務間インターバル導入コース支給決定件数:179件 3 労働時間適正管理推進コース支給決定件数:135件 4 団体推進コース支給決定件数:201件 5 コンサルティングによる相談件数:30,245件 6 働き方改革特設サイトの PV 数:2,959,969 PV 7 働き方・休み方改善ポータルサイトのアクセス件数:1,805,091件、企業診断及び社員診断の診断結果件数:5,681件8 不妊治療と仕事との両立支援担当者等を対象とする研修会の実施回数:2回

<未達成の理由・原因>

2~4 労働時間適正管理推進コース、団体推進コースは対前年度比で申請件数が上昇したものの、比較的利用しやすい労働時間短縮・年休促進支援コースに申請が集中したことから、結果として申請に伸び悩みが起きていることも要因として考えられる。

7 アクセス件数については利用者のニーズ等を踏まえたポータルサイトのコンテンツの拡充や Web 広告を行う等の周知により、目標を達成できた。また、コロナ禍による働き方・休み方改革への関心の高まりも加わり、件数の増加に繋がったと考えられる。

診断結果件数については働き方・休み方改善ポータルサイトの企業診断及び社員診断を行った者は 39,390 人であったが、診断結果まで出された件数は 5,681 件で、目標を達成できなかった。診断を行った者、診断結果まで出された件数はいずれも前年度よりも増加しているものの、複数項目選択の煩雑さ等から、診断結果まで到達しなかったことが原因と考えられる。

く改善すべき事項・今後の課題>

2~4 令和6年4月からトラック運送業、建設業等の適用猶予業種等に時間外・休日労働の上限規制が適用されることを踏まえ、働き方改革推進支援助成金に、適用猶予業種等の中小企業・小規模事業者を対象とした「適用猶予業種等対応コース」を新設し労働時間の削減等の取組を支援するとともに、長時間労働の抑制等に向けて効果的と考えられる業種等を意識しつつ当該使用者団体等を通じた周知を図るなど利用勧奨を行う。

7 働き方・休み方改善ポータルサイトについて、全国社会保険労務士会連合会に協力依頼をするなど、更なる 周知を図るとともに、ポータルサイトにアクセスした者が診断画面へアクセスしやすくするための改修や、診断 途中からの離脱を防ぐためのコンテンツの拡充を行う他、引き続き、企業の改善策の提供や好事例の紹介等掲載 情報の拡充を行い、使いやすいサイトの運営に努める。

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	1 働き方改革推進支援助成金(4コース)の支給対象事業主又は支給事業主又は支給事と、各主団体に対してアンケート調査を実施し、事まことである。 2 働き方の設備等の設定ののではあった。 2 働き方のでは、一次では、一次のでは、一次のでは、一次のでは、	1 働き方改革推進支援助成金(適用猶予 業種等対応コース)の支給決定件数について、令和5年度予算における想定件数の7割(2,754件)以上とする。 2 働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース)の支給決定件数について、令和5年度予算における想定件数の7割(380件)以上とする。 3 働き方改革推進支援助成金(勤務間インターバル導入コース)の支給決定件数について、令和5年度予算における想定件数の7割(683件)以上とする。 4 働き方改革推進支援助成金(労働時間適正管理推進コース)の支給決定件数について、令和5年度予算における想定件数の7割(683件)以上とする。 5 働き方改革推進支援助成金(団体推進コース)の支給決定件数について、令和5年度予算における想定件数の7割(165件)以上とする。 6 働き方改革推進支援助成金(団体推進コース)の支給決定件数について、令和5年度予算における想定件数の7割(165件)以上とする。 7 働き方改革推進支援センターにおけるコンサルティングによる相談件数を、30,000件以上とする。 7 働き方改革関連法の法改正内容や働き方改革推進支援センターを始めとした各種支援策を掲載している「働き方改革特

<令和5年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方>

【アウトカム指標】

- 1 働き方改革推進支援助成金について、当該助成金が利用者にとって役立つ内容となっているか 把握することが重要であるため設定した。
- 2 働き方改革推進支援センターについて、相談内容に対する専門家の支援が効果的かどうか把握することが重要であるため、設定した。
- 3 働き方・休み方改善に向けた事業については、企業及び社員の働き方の気づき・理解が重要であることから、ポータルサイトの使いやすさについて引き続き高水準を維持する目標とした。
- 4 不妊治療のための休暇制度等環境整備事業については、不妊治療と仕事との両立支援に関する

企業や両立支援担当者等の理解・満足が重要であることから設定した。

【アウトプット指標】

- 1~5 働き方改革推進支援助成金について、予算上の想定件数の7割程度を目標件数として設定した。
- 6 働き方改革推進支援センターについて、本事業は企業に対する個別相談支援を重視していることから目標として設定し、目標数値については、令和5年度の予算は令和4年度よりも減少しているものの、事業の効率的な運営を図ることで支援件数は同水準を維持することを目指し、昨年度と同様の件数を設定した。
- 7 アクセス件数は過去の実績(過去3年平均)を踏まえた目標とする。
- 8 アクセス件数は過去の実績(過去3年平均)を踏まえた目標とし、診断結果件数は前年度実績以上を目標とする。
- 9 不妊治療のための休暇制度等環境整備事業については、不妊治療と仕事との両立支援に関する企業や両立支援担当者等の理解が重要であることから設定した。

援事業 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支

37億円 (44億円) 令和5年度当初予算額

事業の目的

47都道府県の都道府県センター及び全国セン 中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し着実に実施することが必要であるため、 ーから成る「働き方改革推進支援センター」を設置し、 Ø

- 労務管理等の専門家による、働き方改革全般に関する窓口相談や、企業訪問やオンラインによるコンサルティングの実施
- 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施
- 働き方改革全般に係る先進的な取組事例の収集や周知啓発及び総合的な情報発信

などの支援を行う。

スキーム、実施主体等 事業の概要・

建設業等専門業種に特化した 相談窓口で相談を受付



働き方改革特設サイトの運営等 の周知啓発・総合的な情報発信 ・先進的な取組事例の収集、



オンラインコンサルティングを実施 働き方改革全般に関するセミナ 中小企業等の求めに応じ、

(働き方改革関連法、職務分析・職務評

専門家研修の実施

価、建設業等専門業種の労務管理等、

・建設業等専門業種へのコンサルティ

ングの助言



商工団体・市区町村等

・働き方改革全般に関するセミナーの実施



中小企業等

電話・メールによる働き方改 革全般の相談を受付 ・米所、

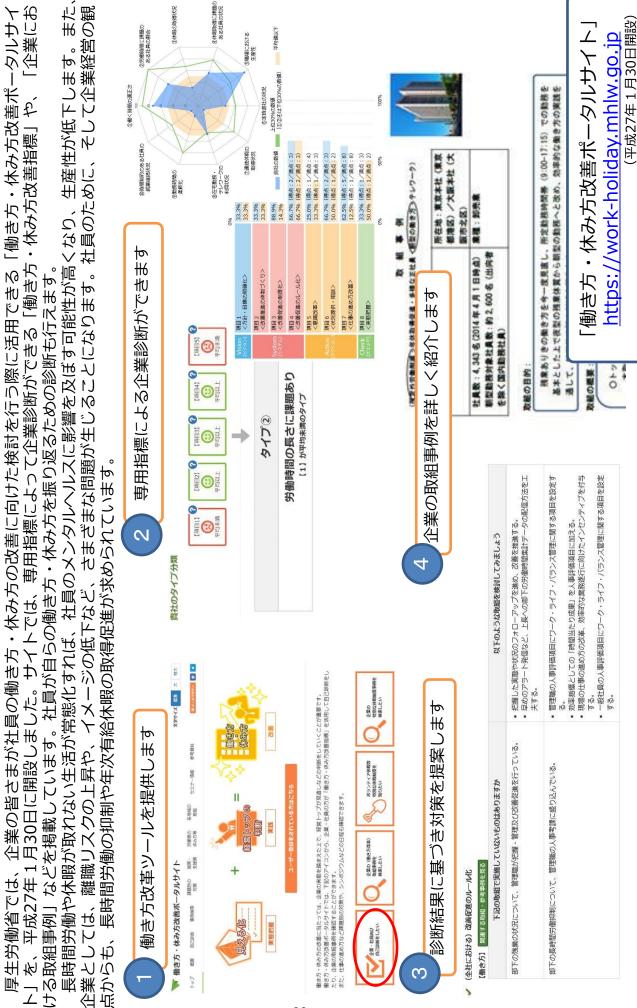


国から民間業者へ委託 実施主体:

「働き方・休み方改善ポータルサイト」とは

ト」を、平成27年1月30日に開設しました。サイトでは、専用指標によって企業診断ができる「働き方・休み方改善指標」や、「企業にお 企業の皆さまが社員の働き方・休み方の改善に向けた検討を行う際に活用できる「働き方・休み方改善ポータルサイ 厚生労働省では、

長時間労働や体暇が取れない生活が常態化すれば、社員のメンタルヘルスに影響を及ぼす可能性が高くなり、生産性が低下します。また、 企業としては、離職リスクの上昇や、イメージの低下など、さまざまな問題が生じることになります。社員のために、そして企業経営の観



令和5年度当初予算額(令和4年度当初予算額):68億円(66億円)

	⊐−ス名	成果目標	助成上限額※1	助成対象となる取組	助成率
適用猶予業種等対応コース	建設事業	以下の何れかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②所定休日の増加	成果目標の達成状況に基づき、①~②の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下: <u>250</u> 万円※ 2 ② 4週4休→ 4 週8休: <u>100</u> 万円 合計 <u>350</u> 万円	労働時間短縮や生産性向上に向けた取組の就業規則の作成・変更	費用の 3/4 を助成
の上限規制の適用に対応するため、労働時間の削減等に向けた。	自動車運転の業務	以下の何れかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に9時間以上の勤務間インター/い制度を導入	成果目標の達成状況に基づき、①~②の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下: <u>250</u> 万円※ 2 ②11H以上: <u>150</u> 万円※ 3 合計 400 万円	②労務管理担当者・ 労働者への研修 (業務研修を含む)	事業規模30名 以下かつ労働 能率の増進に 資する設備・
たなな迷聞にながらで中小企業事業主(こ助成)	医業に従事する医師	以下の何れかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に9時間以上の勤務間インター/UL制度を導入 ③医師の働き方改革の推進	成果目標の達成状況に基づき、①~②の助成上限額を算出 ①月100H超~月80H以下: <u>250</u> 万円※4 ②11H以上: <u>150</u> 万円 ※3 ③ <u>50</u> 万円	③外部専門家によるコンサルティング④ 労務管理用機器等の	機器等の経費 が30万円を超 える場合は、 4/5を助成
	砂糖製造業 (鹿児島県・沖縄県に限る)	36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減	月80H超→月60H以下: <u>250</u> 万円※2	導人・更新 ⑤労働能率の増進に 資する設備・機器の	
労働時間短縮・年休促進支援コース (労働時間の削減や、年次有給休暇の取得促進 ☆ 環境整備に取組む中小企業事業主に助成)	労働時間短縮・年休促進支援コース (労働時間の削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた 環境整備に取組む中小企業事業主に助成)	以下の何れかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②年休の計画的付与制度の整備 ③時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	成果目標の達成状況に基づき、①~③の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下: <u>200</u> 万円※ 5 ② <u>25</u> 万円 ③ <u>25</u> 万円 合計 <u>250</u> 万円	導入・更新 ⑥人材確保に向けた 取組	
勤務間インターバル導入コース (勤務間インターバルを導入する中小企 助成)	勤務間インターバル導入コース (勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し ^{功成})	新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること	導入した勤務間インターバルの時間数に応じて、以下の助成上限額となる ・9~11H: <u>80</u> 万円 ・11H以上: <u>100</u> 万円	辦	
労働時間適正管理推進コース (労務・労働時間の適正管理を推進し、 定の改善の成果を上げた中小企業事業3	労働時間適正管理推進コース (労務・労働時間の適正管理を推進し、労働時間等の設 定の改善の成果を上げた中小企業事業主に対して助成)	新たに勤怠・賃金計算等をリンクさせたITシステムを用いた時間管理方法を採用するとともに、労務管理書類の5年間保存について就業規則等に規定することまた、労働時間適正把握に係る研修を実施すること	上限額: 100 万円		
団体推進コース (傘下企業の生産性の向 体に対し助成)	団体推進コース (傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団 *に対し助成)	事業主団体が、傘下企業のうち 1/2以上の企業について、そ の取組又は取組結果を活用すること	上限額: <u>500</u> 万円 複数地域で構成する事業主団体(傘下企業数が10社以上) の場合 上限額: 1,000 万円	①市場調査②新ビジネスモデルの 開発、実験③好事例の周知、普及 啓発④セミナーの開催⑤巡回指導、相談窓口 の設置等	定額

- 賃金加算制度あり(団体推進コースを除く):賃金を3%以上引き上げた場合、その労働者数に応じて助成金の上限額を更に15万円~最大150万円加算(5%以上の場合は、24万円~最大240万円加算)。 (常時使用する労働者数が30人以下の場合は加算額が倍になる。) ... %
 - ۲ %

不妊治療を受けやすい休暇制度等環境整備事業

令和4年度予算額(令和3年度予算額):40百万円(30百万円)

颧加回的

近年、不妊治療を受ける夫婦は約5.5組に1組、不妊治療(生殖補助医療等)によって誕生する子どもも14.3人に1人となるなど、働 きながら不妊治療を受ける労働者は増加傾向にあるが、不妊治療と仕事との両立ができず、16%(男女計(女性は23%))の方が退 職つている。 また、国会も含め社会的に、不妊治療のための休暇制度・両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備への関心が非常に高まってい

当該休暇制度等の導入・利用に取り組む事業主を支援す ることにより、不妊治療と仕事が両立できる職場環境の整備を推進することとする。 上司や同僚に不妊治療についての理解を促すとともに、 このため、事業主、

事業概要

専門家による検討委員会の開催

①不妊治療と仕事との両立支援担当者を対 象とした研修の企画・運営の検討

华

- ②不妊治療と仕事との両立支援シンポジウ ムの企画・運営の検討
- ③不妊治療と仕事との両立を支援する企業 内制度の導入マニュアル、サポートハ ンドブックの見直しに向けた検討



不妊治療と仕事との両立支援等担当者等を対象とした研修会の実施

備に取り組む企業等の両立支援担当者等を対象に、労働者からの相談 対応のノウハウや休暇制度等の利用を円滑にするためのプランの策定 不妊治療を受けやすい休暇制度や両立支援制度を利用しやすい環境整 具体的実務に役に立つ情報提供を行う研修会を実施する。



不妊治療と仕事との両立支援シンポジウムの実施

不妊治療と仕事との両立支援についての機運の醸成を図るため、企業 また、シンポジウムの内容について、動画で広く配信する。 等を対象にシンポジウムを開催する。



第4次少子化社会対策大綱 [R2.5.29閣議決定]

〇不妊治療と仕事の両立のための職場環境の整備 (不妊治療への支援より抜粋)

両立に資する制度等の導入に取り組む事業主を支援し、仕事と不妊治療 不妊治療について職場での理解を深めるとともに、仕事と不妊治療の が両立できる職場環境整備を推進する。

令和5年度事業番号 (令和4年度事業番号)	43 (43)	評価	В
事業名	雇用労働相談センター設置・運営経	費	
担当課・係	労働関係法課労働契約第二係		
令和4年度 事業概要	特区内に雇用労働相談センターを設置なお、雇用労働相談センターは、国家等基づき各特区が作成する区域計画においが記載され、内閣総理大臣により認定さものである。 (1)雇用労働相談員(社会保険労務の対応 (2)弁護士による高度な専門性を要認(3)個別訪問指導 (4)セミナーの開催	戦略特別区域法第3 Nて、雇用労働相談れた場合に設置された場合に設置させます。	8条に 炎センターの設置 されることとなる 目談、窓口相談等

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	センターにおける雇用労働相談員及び弁護士による相談対応について、「相談対応について、参考になった」旨の回答を95%以上とする。	①直近3年間におけるセンターのセミナー1 回当たりの平均参加者数31.4人以上とする。 ②センターにおける1か月の平均相談件数 を、センターにおける直近3年間の1か月平 均相談件数である111.7件(平成31年度から令和3年度の実績)以上とする。
	達成	未達成
実績	目標の 95%を超える約 99%の利用者から 「相談対応について参考になった」との回答 を得た(目標達成率 104%)。	① 1 回当たりのセミナーの参加者数は、約 27.9 人となり、目標達成状況は89%となっ た。 ② 1 か月あたりの平均相談件数は、約113件

<未達成の理由・原因>

アウトプット指標①に関し、センターがメインのターゲットとするベンチャー企業及びグローバル企業が新型コロナウイルスによる行動規制等の影響を依然強く受けたことで特区内への進出に消極的な状況が見られたこと等によりセミナー集客が減少した可能性がある。一方、コロナ禍以降、セミナーは会場のほか、オンライン参加も可としたが、オンラインによるセミナー参加者の人数を接続アカウント数で集計していたため、1つのアカウントで複数人が視聴している場合には正確な参加人数を把握することができていなかったことが判明した。そのため、令和5年度においては、オンラインによるセミナー参加の場合に受講者数を申告させる等セミナー参加者の人数を正確に把握するための手法を導入することが今後の課題である。

<改善すべき事項・今後の課題>

特区の関係自治体及び内閣府との定期的な意見交換等による連携強化を図りつつ、センターの更なる周知、コロナ等の状況に応じた相談体制の充実、効果的な方法でのセミナー実施に加え、センターでの好事例・対策をセンター間で共有・実施できるよう改善策を講じた上で、更なる適正な事業運営に努め、予算についても見直しを行う。

また、オンラインでセミナーを受講した者から、実際にセミナーを受講した者の人数を申告してもらうよう適切な受講者数を把握する。

<令和5年度目標>

•			
		アウトカム指標	アウトプット指標
	目標	センターにおける雇用労働相談員及び弁護士による相談対応について、「相談対応について参考になった」旨の回答を95%以上とする。	①直近3年間におけるセンターのセミナー1回当たりの平均参加者数30.57人以上とする。 ②センターにおける1ヶ月の平均相談件数を、センターにおける直近3年間の1ヶ月平均相談件数である106.4件(令和2年度から令和4年度の実績)以上とする。

<令和5年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方>

アウトカム指標については、相談対応が本事業の中核であり、相談利用者にとって参考となる相談対応を行うことが重要であることから、相談利用者の満足度を指標とすることとし、その水準は95%以上とした。 アウトプット指標については、

①適切な労務管理に係る情報提供を行うため、また、我が国の雇用ルールを的確に理解するため雇用指針を活用したセミナーを実施しているところであり、セミナーの参加者数を指標とすることとした。その水準は、使用予定の会場のキャパシティが限られることや、セミナーの受講対象者が特区内の新規開業企業等であり特定の地域の限られた属性の者であること、参加者の理解度を高めるため効果的にセミナーを実施する必要があることを踏まえ、より客観的な目標に近づけるべく、実績に基づく指標として、直近3年間におけるセンターのセミナー1回当たりの平均参加者数30.57人以上とすることを目標とした。

②本事業の中核である相談対応について、引き続き特区内の新規開業直後の企業及びグローバル企業等を雇用 労働の側面から支援する役割を果たすため、新たに、センターにおける1ヶ月の平均相談件数を、センターに おける直近3年間の1ヶ月平均相談件数である106.4件(令和2年度から令和4年度の実績)以上とすること を目標とした。

雇用労働相談センターの概要

センター設置の根拠

国家戦略特別区域会議を経て設置されるものであり、**厚生労働省の委託事業により、内閣府及び地方公共団体** 内閣府、地方公共団体等により構成される ◆雇用労働相談センターは国家戦略特別区域法第37条に基づき、 **と連携して事業運営**を行うもの。

新規開業直後の企業及びグローバル企業等が我が国の雇用ルールを的確に理解し、予見可能性を高めること により、紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう、<u>「雇用労働相談センター」を設置</u>する。 ·国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針(平成25年10月18日付け日本経済再生本部決定)

令和5年度事業内容 S

全国アか所の国家戦略特別区域内(令和5年4月時点) 設置場所 0

新規開業直後の企業、グローバル企業等及びその労働者

各種サービスを提供 個別労働関係紛争の未然防止により、円滑な事業展開が図られるよう、 対象者 目的

(1)相談員による電話相談、窓口相談等の対応	対応 日本の雇用ルール等に関する情報提供、一般的な相談に対応
(2)セミナーの開催	適正な労務管理や安全衛生管理に係る知識の習得を目的とし たセミナーを開催
(3)相談員による個別訪問	事業主の要望に応じ、企業の実態に即した適切な労務管理に 係る個別訪問による相談対応を実施
(4)弁護士による高度な専門性を要する個別 相談対応	労務管理や労働契約が雇用指針に沿ったものとなっているか 等の個別具体的な相談に対応

平成26~令和4年度

令和5年

広島県・今治市雇用労働相談センター 仙台市 愛知県 新潟市 東京圏 関西圏 福岡市

 $(H28.10\sim)$

(H28.6~)

 $(H28.4\sim)$ $(H27.10\sim)$ $(H27.1 \sim)$ $(H27.1\sim)$ $(H26.11\sim)$

雇用労働相談センターの新規設置 (自治体からの申請があれば検討)